

達 示 7 号
平成 20 年 3 月 12 日

大阪拘置所長 井 上 慧

「大阪拘置所要注意者等処遇規程」の制定について
標記の規程を、次のように定め、即日施行する。

おって、平成 19 年 3 月 22 日付け達示第 9 号「大阪拘置所要注意者等処遇規程」
は廃止する。

大阪拘置所要注意者等処遇規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪拘置所に収容されている被収容者のうち、保安上及び処遇
上特に注意を要する者（以下「要注意者」という。）及び要注意者に指定するまで
には至らないものの、処遇上注意を要する者（以下「要視察者」という。）について、
その指定、処遇要領等を定め、保安事故の未然防止及び処遇の適正を図ることを目
的とする。

(区分)

第 2 条 要注意者及び要視察者（以下「要注意者等」という。）の指定は、次の区分
による。

なお、死刑確定者については、いずれの区分にも該当しない場合であっても、そ
の法的地位を勘案し、要視察者に指定する。

- (1) 逃走要注意者（要視察者）
- (2) 自殺要注意者（要視察者）
- (3) 暴行要注意者（要視察者）
- (4) 変調要注意者（要視察者）
- (5) 好訴性要注意者（要視察者）
- (6) その他の要注意者（要視察者）

(指定及び解除)

第 3 条 要注意者等の指定は、別紙 1 「要注意者等指定基準表」に基づき、当該被
収容者の処遇を担当する統括矯正処遇官が、視察表決裁を経て行う。

2 前条により、要注意者等として指定すべき事由が複数ある場合は、すべての事由
をもって指定する。

3 要注意者等の処遇を担当する統括矯正処遇官は、指定後においても指定継続又は
指定区分変更の必要性について、随時見直しを図るものとする。

4 要注意者等の指定を解除する場合の手続は、本条第 1 項に準じて行うものとする。
(要注意者名簿)

第4条 前条第1項及び第2項に基づき要注意者等に指定した者があるときは、処遇本部処遇係は、別紙2「要注意者等名簿」を作成する。

2 要注意者等名簿の管理方法等については、首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）が別途、指示するものとする。

3 監督当直者は、「要注意者等名簿」により要注意者等を掌握し、自らも動静視察に努めなければならない。

（職員への周知徹底）

第5条 処遇首席は、要注意者等に指定した者について、別紙3「要注意者等処遇基準表」に基づく処遇要領等に係る指示を発出し、職員への周知徹底を図る。

なお、「要注意者等処遇基準表」により難い事由のあるときは、上記指示に具体的な処遇要領を明記するものとする。

また、その他の要注意者及び要視察者の処遇は、「要注意者等処遇基準表」を基にして個別に定めるものとする。

2 要注意者等の指定を解除又は変更した場合は、前項と同様とする。

3 死刑確定者の処遇については別途定めるところによる。

4 要注意者等に指定したときは、関係職員の注意を喚起するため、当該被収容者の ████████ に表示を行うとともに、██████ にも表示を行う。

なお、具体的な表示方法は、処遇首席が別途、指示するものとする。

（処遇基準）

第6条 要注意者等の動静視察は、特に厳重に行うとともに、指定した区分の特性を勘案の上、次項以下に定めるほか、「要注意者等処遇基準表」に基づいた処遇を行う。

2 居室備品、給貸与品及び自弁による物品等の使用制限、その他保安上、特別な処遇を必要とする場合は、視察表決裁を経て行う。

3 関係職員は、要注意者等の動静及び心情把握に努め、変化を認めるときは、直ちに上司に報告しなければならない。


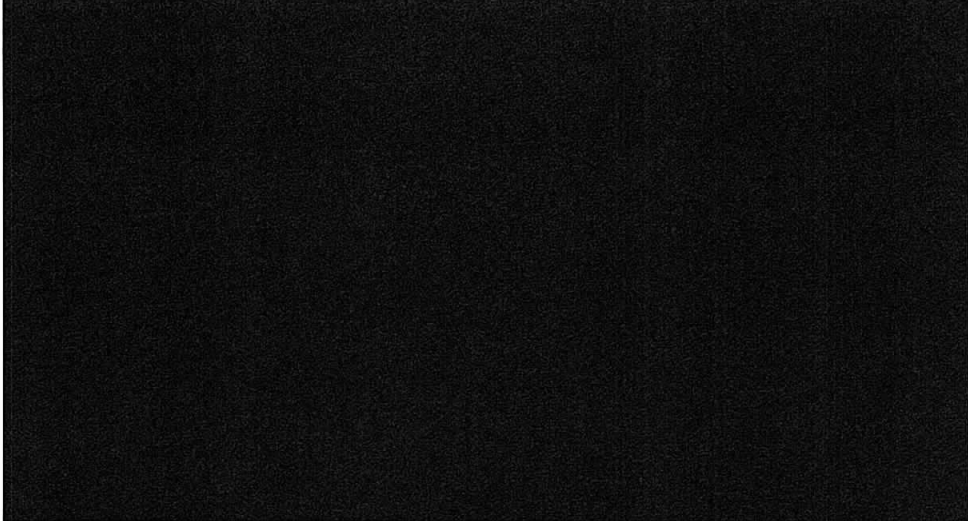
4 要注意者等の処遇は、処遇部門関係職員相互の引継ぎを確実に行うことはもとより、関係各課、各部門等との連絡を密にして行う。

第7条 要注意者等の処遇を担当する舎房の担当職員は、要注意者等の動静について、別紙4「要注意者・要視察者動静記録票」に記載する。

別紙1

要注意者等指定基準表

| 区 分 | 基 準 |
|--------|--|
| 逃走要注意者 | <p data-bbox="485 351 1267 389">次のいずれかに該当し、逃走のおそれがある者とする。</p> <div style="background-color: black; height: 150px; width: 100%;"></div> |
| 自殺要注意者 | <p data-bbox="485 786 1267 824">次のいずれかに該当し、自殺のおそれがある者とする。</p> <div style="background-color: black; height: 150px; width: 100%;"></div> |
| 暴行要注意者 | <p data-bbox="485 1359 1267 1397">次のいずれかに該当し、暴行のおそれがある者とする。</p> <div style="background-color: black; height: 150px; width: 100%;"></div> |
| 変調要注意者 | <p data-bbox="485 1742 1235 1780">次のいずれかに該当し、特に注意を要する者とする。</p> <div style="background-color: black; height: 100px; width: 100%;"></div> |

| | |
|----------|---|
| 好訴性要注意者 | 次のいずれかに該当し、その目的が自己の処遇緩和にある等、特に注意を要する者とする。  |
| その他の要注意者 | 次のいずれかに該当し、特に注意を要する者とする。  |

| |
|-------------|
| 要 注 意 者 名 簿 |
|-------------|

指定年月日 平成 年 月 日

解除年月日 平成 年 月 日

指定の区分 () 要注意者・要視察者

| 称 呼 番 号 氏 名 | 居 室 | 入所日・事件名(罪名)・刑名・刑期・刑期終了日 | 指 定 理 由 |
|----------------|-----|-------------------------|---------|
| | | | |

※ 居室を変更した場合は、その都度、順次記入すること。

要 注 意 者 等 処 遇 基 準 表

| 区 分 | 逃 走 | 自 殺 | 暴 行 | 変 調 | 好 訴 性 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 居 室 | | | | | |
| 連 行 | | | | | |
| 運動・入浴 | | | | | |
| 出 廷 | | | | | |
| 調 髪 | | | | | |
| 診 察 | | | | | |
| 所持物品 (給貸与物 品を含む。) | | | | | |
| 作 業 | | | | | |
| 搜 検 | | | | | |

